道路特定財源の確保を求める意見書

道路特定財源は、道路の整備とその安定的な財源の確保のために創設されたもので、自動車利用者が利用に応じて負担する合理的な制度で、昭和29年度よりガソリンに係る揮発油税から始まりました。その後、自動車は急速に普及し、私たちの社会を支える重要な一部として組み込まれるとともに、道路整備の重要性はさらに高まり、その財源も新たに創設、拡充されてきました。本県の道路整備については、これまでの沖縄振興開発計画に基づき着実に整備拡充がなされてきましたが、国道58号をはじめとする主要幹線道路は、慢性的な交通渋滞を呈し、県民の日常生活に支障をきたすとともに、産業経済活動の停滞、活性化のマイナス要因となっている状態であります。道路は、県民の日常生活や産業経済活動を支援し、地域の振興発展と活性化を促進するうえで欠くことの出来ない社会基盤であります。

本県の道路は、毎年、台風や大雨のたびに地滑りや陥没等の被害が各地で発生し、県民の日常生活に支障をきたしている現状であります。また、米軍基地の返還に伴う区画整理事業等での都市計画道路の整備、沖縄西海岸道路の整備促進、本町の県道 24 号線バイパス道路の早期完了、県や各市町村で計画されている道路整備や主要幹線道路から県道、市町村道への交通ネットワーク整備が緊急かつ重要な課題となっております。

よって、国におかれましては、今なお社会資本整備の一環として、道路 整備が求められている沖縄県の現状を汲み取り、県民はもとより地域住民 の期待する道路整備の確実な推進を図るため、道路特定財源を確保される よう強く要請する。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 国土交通大臣 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策) 金融担当大臣